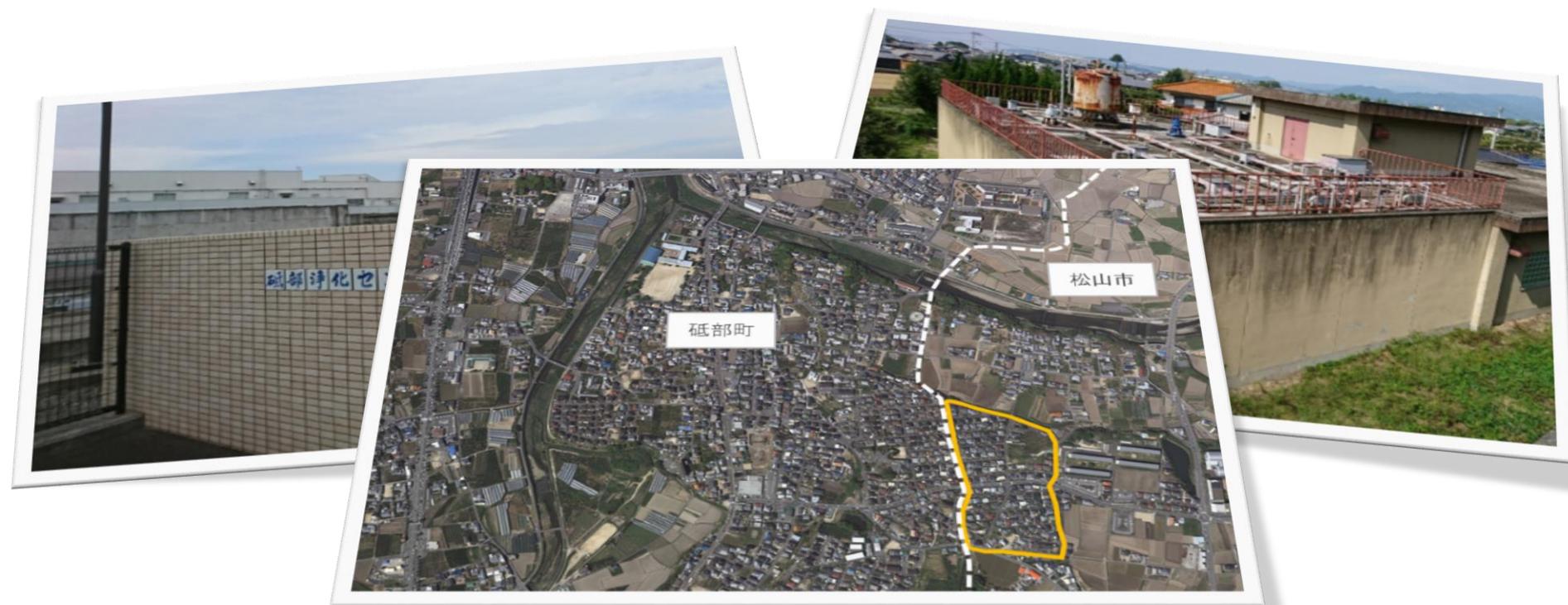


# 行政界を超えた効率的な下水道整備

～ 汚水処理の共同化の取組 ～



平成30年11月5日  
松山市 下水道部

**01 松山市の下水道**

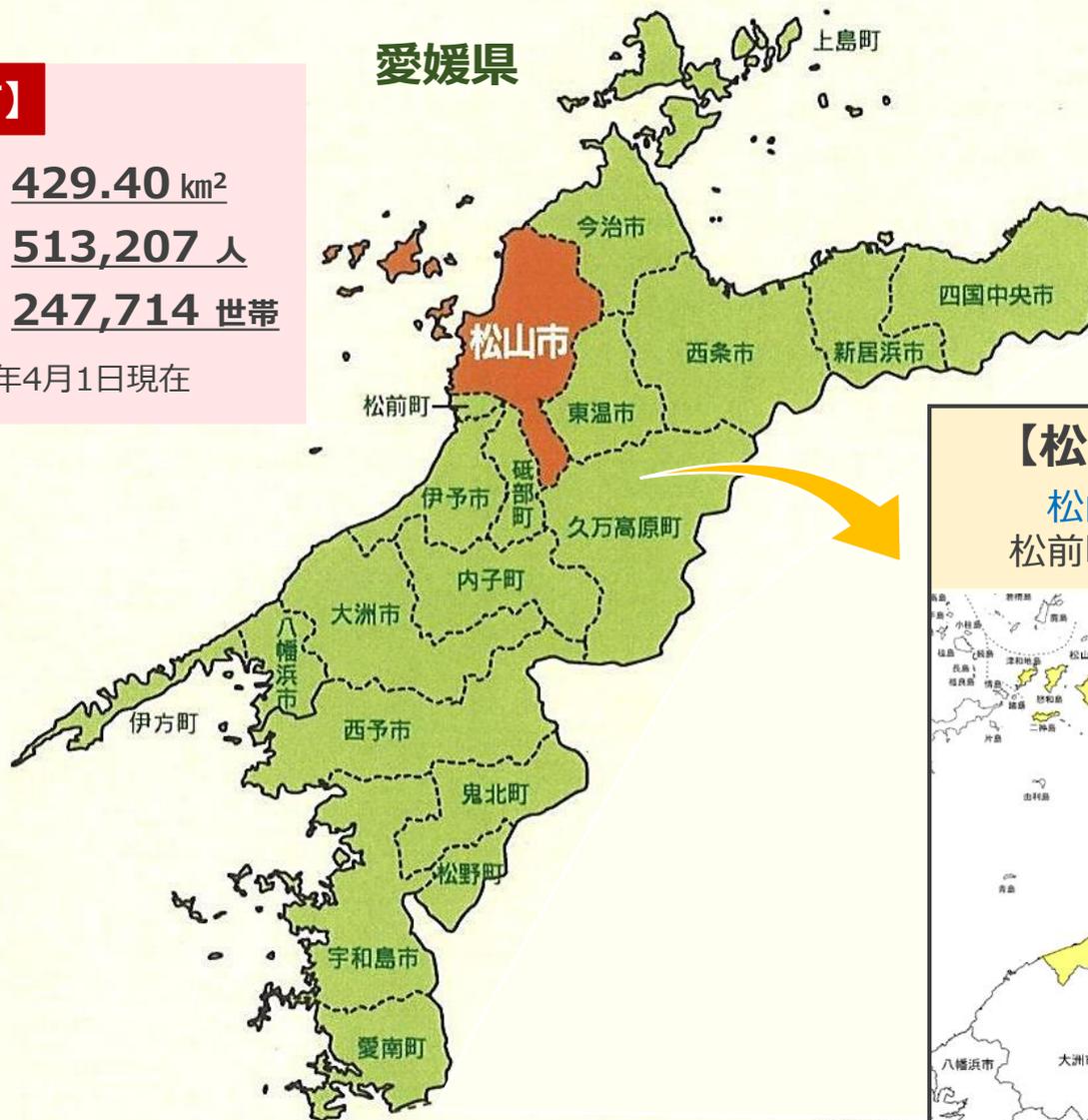
**02 共同化に至った経緯**

**03 取組の概要**

### 【松山市】

- 面積 **429.40** km<sup>2</sup>
- 人口 **513,207** 人
- 世帯 **247,714** 世帯

※平成30年4月1日現在

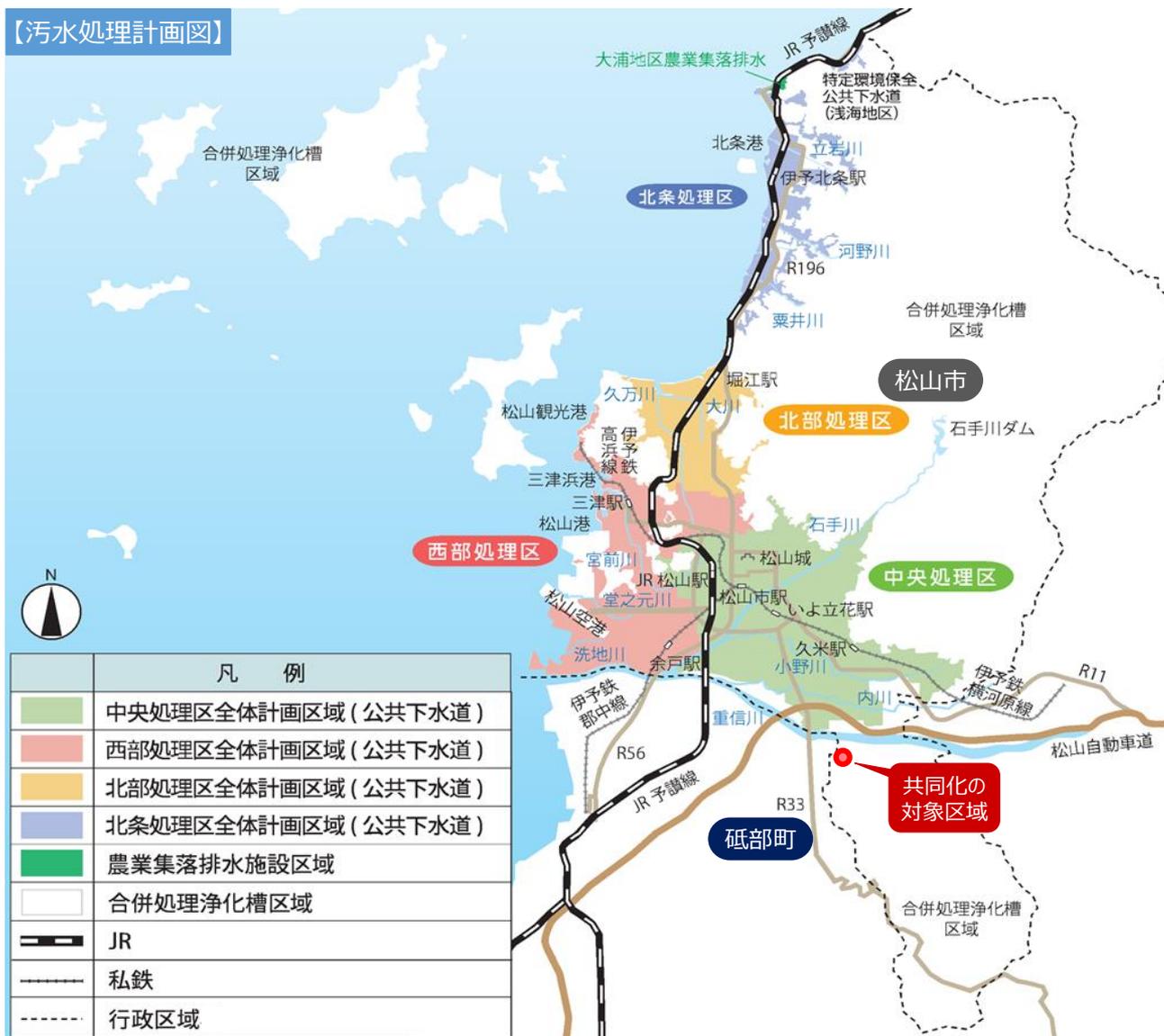


### 【松山圏域：3市3町】

松山市、伊予市、東温市  
松前町、久万高原町、砥部町



【汚水処理計画図】



### 《公共下水道》

- 市街地を地勢水系により、**4処理区で整備**  
(昭和37年供用開始)

- 平成30年4月1日現在の整備状況

《下水道処理人口普及率》

**62.3 %**

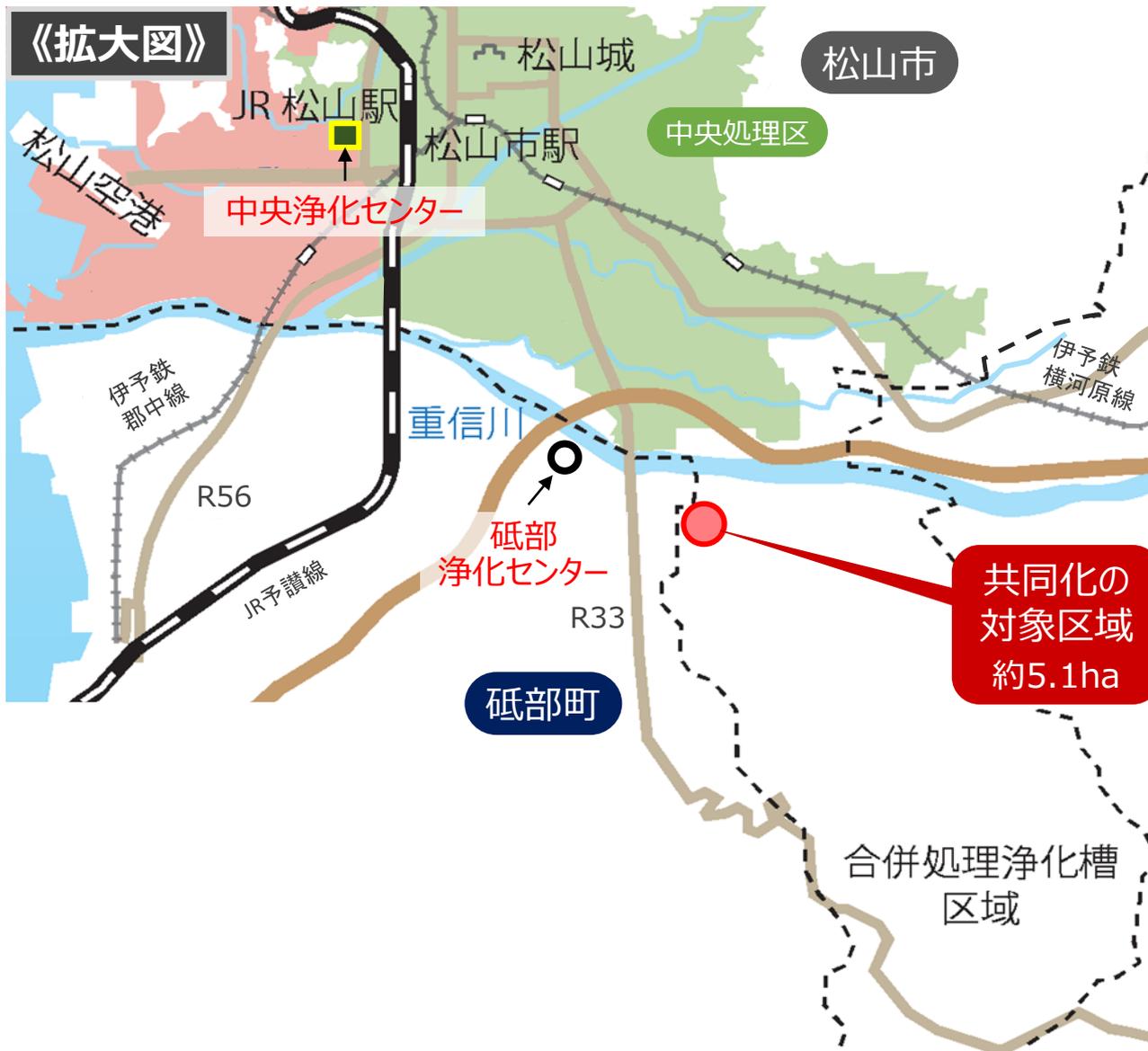
《処理人口》

**319,796 人**

《処理面積》

**5,027.1 ha**

※市街化区域の約7割



《対象区域の特徴》

- 市の中心部から離れた飛び地の市街化区域
- 中央処理区と一級河川重信川によって隔てられている。

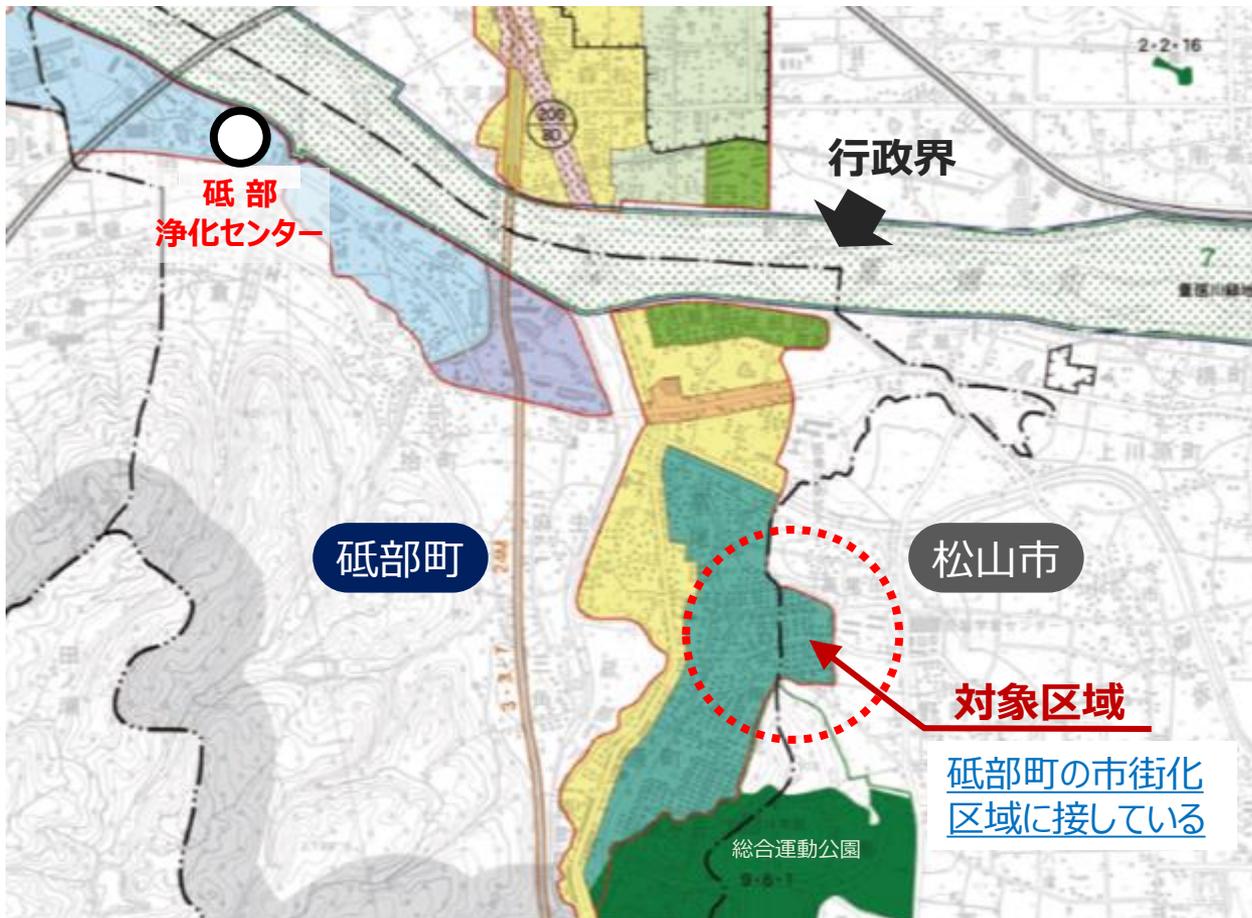
合併処理浄化槽区域に位置づけ

- 砥部町に隣接している。  
※砥部浄化センターに比較的近い

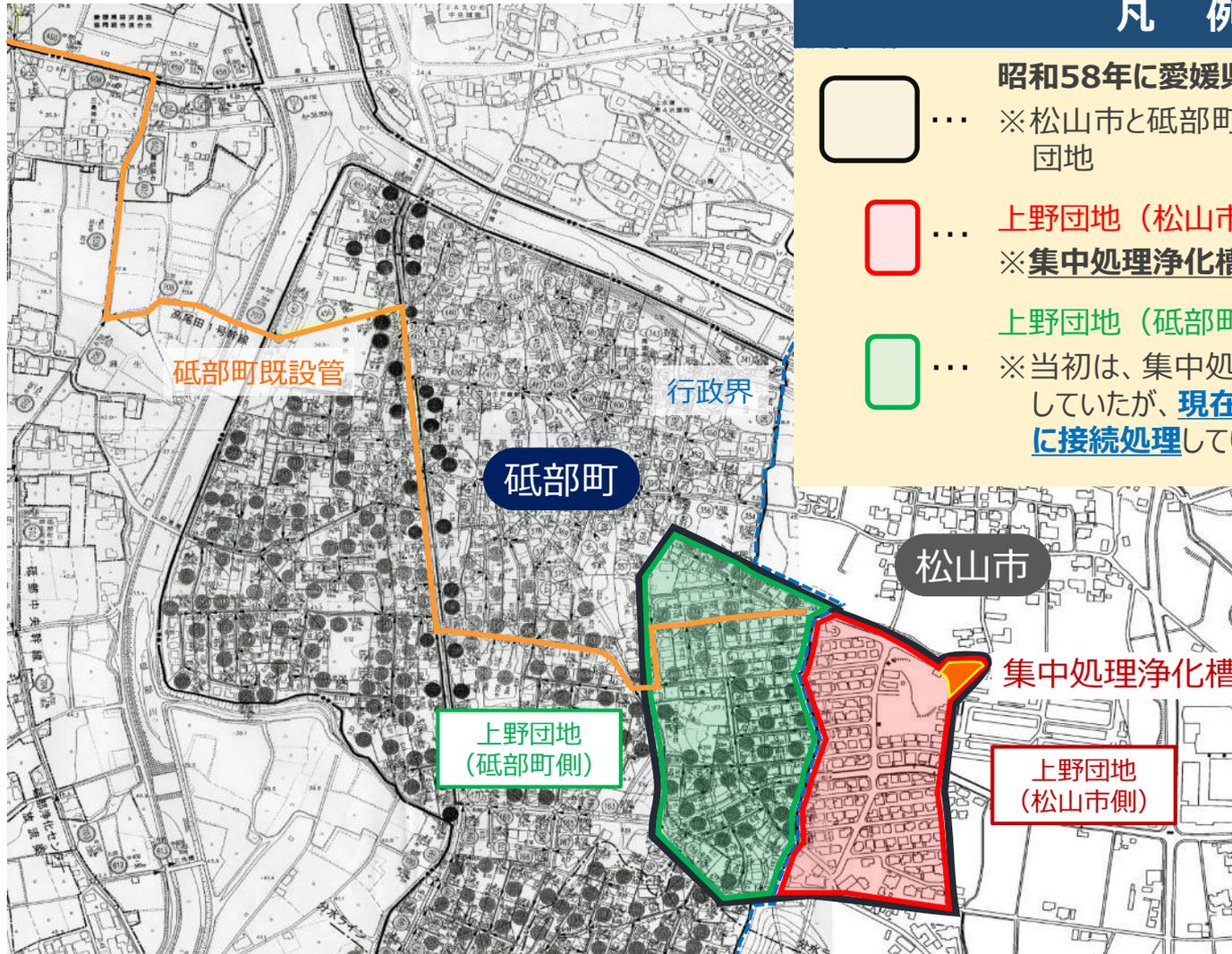
✓ **飛び地の市街化区域**（第一種低層住居専用地域）

※ただし、砥部町の市街化区域に隣接

【松山広域都市計画総括図（抜粋）】



凡 例	
-----	行政区域
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #008080;"></span>	<b>第一種低層住居専用地域</b>
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #00b050;"></span>	第一種中高層住居専用地域
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90ee90;"></span>	第二種中高層住居専用地域
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f0e68c;"></span>	第一種住居地域
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #add8e6;"></span>	工業地域
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #9370db;"></span>	準工業地域
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #c8e6c9; border: 1px dashed black;"></span>	都市計画緑地
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #006400;"></span>	都市計画公園（供用）



凡 例

- 
 … 昭和58年に愛媛県住宅供給公社が開発  
 ※松山市と砥部町に**またがって建設**された  
 団地
- 
 … **上野団地 (松山市側)**  
 ※**集中処理浄化槽**で汚水を処理している。
- 
 … **上野団地 (砥部町側)**  
 ※当初は、集中処理浄化槽で汚水を処理  
 していたが、**現在は、砥部町公共下水道  
 に接続処理**している。

## 目次

---

01 松山市の下水道

**02 共同化に至った経緯**

03 取組の概要

#### 《住民からの要望》

- 地元が管理している汚水処理施設（集中処理浄化槽）が **老朽化しているため、市で引き取ってほしい。**（平成12年度）
- 隣接する砥部町が平成23年度に公共下水道を供用開始したため、**行政界を超えて利用させてほしい。**



【集中処理浄化槽：882人槽（昭和58年供用開始）】



【上野団地周辺の整備状況】

(航空写真の出典：国土地理院ウェブサイト)

### 《連携中枢都市圏構想の取組》

平成28年7月

- 連携中枢都市宣言
- 関係市町（3市3町）と連携協約を締結
- 連携中枢都市圏ビジョンの策定

名称	まつやま圏域未来共創ビジョン
期間	平成28年度～平成32年度（5年間）
分野	圏域全体の生活関連機能サービスの向上
基本方針	環境保全施策の推進
取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政境周辺の効率的な下水道整備に係る調査研究</li> <li>・ 汚泥の共同処理に係る調査研究</li> </ul>

※下水道関連分野を抜粋

【まつやま圏域未来共創ビジョン（概要版）表紙】



### 【平成12年度】

- 上野団地（松山市側）の住民から集中処理浄化槽（団地組合管理）を市に引き取ってほしいとの「陳情書」が提出されるが、合意に至らず。

### 【平成23年度】

- **砥部町公共下水道が供用開始**
- 砥部町公共下水道に接続できないかとの要望を受けるが、砥部町側の管渠や浄化センター水処理施設の増設が必要であったため、事業化に至らず。

### 【平成25年度】

- 砥部町が行った**全体計画の見直し（人口減少に伴う汚水量の減少等）により、砥部町側の管渠等を増設することなく、接続が可能**となる。

### 【平成26年度】

- 関係機関（愛媛県、砥部町）との協議

### 【平成28年度】

- 連携中枢都市宣言（松山圏域で連携協約を締結）
  - ・ 行政境周辺の効率的な下水道整備に係る調査研究

## 目次

---

01 松山市の下水道

02 共同化に至った経緯

**03 取組の概要**

#### 《検討体制》

- 松山市、砥部町のそれぞれの課長を含む担当者会議  
⇒ **松山市長及び砥部町長に報告**

#### 《取り決め事項》

##### <建設に関すること>

- ✓ 松山市が**新たに公共下水道の処理区（上野処理区）を立ち上げる**こと
- ✓ 接続に関する費用は松山市が負担すること
- ✓ 本管及び宅内排水設備等の**不明水対策を実施**すること

##### <費用に関すること>

- ✓ **料金体系は砥部町に準じる**こと
- ✓ 受益者負担金や下水道使用料は、松山市が徴収し、建設費や汚水処理等に係る費用で按分すること

## 《汚水処理の事務委託》

- **地方自治法第244条の3**（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）及び**第252条の14**（事務の委託）に基づき、**松山市が砥部町に上野処理区の「汚水処理に関する事務」を委託する。**

## 《参考》～ 地方自治法抜粋 ～

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

- 第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（事務の委託）

- 第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。



### 《不明水対策》

- 本管調査等 (約1,700m)
  - ・ カメラ調査
  - ・ 管更生 (部分補修含む) の実施
- 宅内排水設備調査等 (約150件)
  - ・ 現地調査 (誤接続等の確認)
  - ・ 誤接続等への対応 (個人)

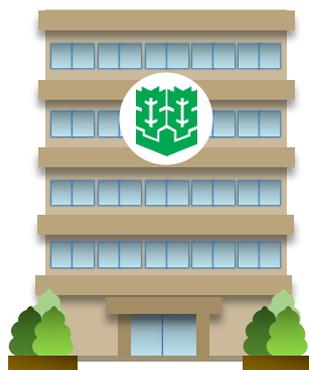
### 《新規接続工事》

- 本管布設  
(PRP  $\Phi$ 250 L = 約200m)

- 公共下水道を利用できる
- 汚水処理施設の管理が不要となる。



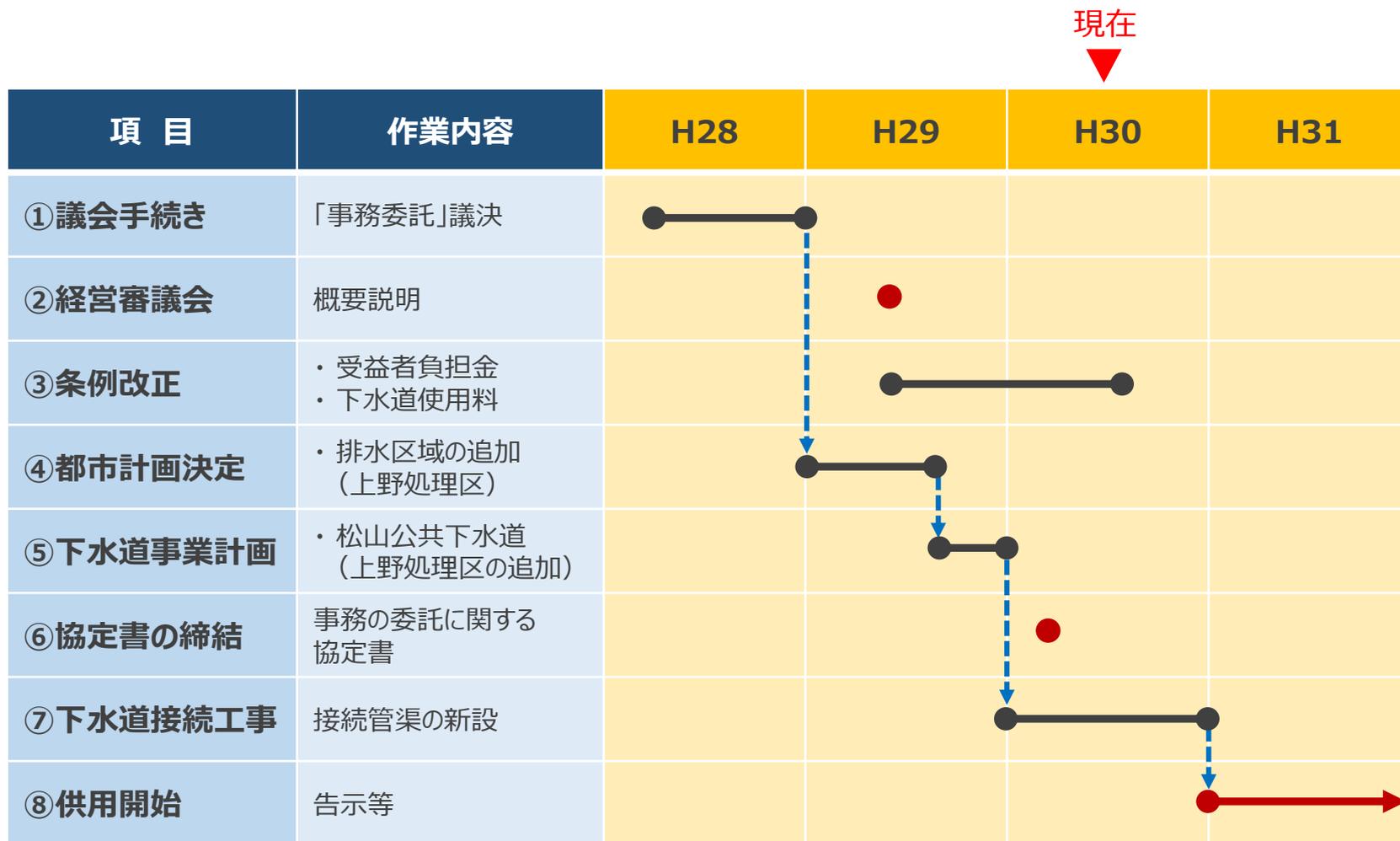
- 効率的に下水道を整備できる。
- 少ない投資で、普及率向上が図れる。



- 上野処理区の汚水を受け入れることで、効率的に増収を図れる。
- 現有施設の稼働率を向上できる。



- 松山圏域の生活関連機能サービスの向上に資する



平成31年4月の供用開始を目指す



「砥部町と松山市との汚水処理に係る事務の委託に関する協定書」締結式

平成30年7月6日 砥部町役場

# ご清聴ありがとうございました

## 【松山市】



松山市の市花である「**ヤブツバキ**」や「**伊予かすり**」の井桁文様をデザインに使用

## 【砥部町】



砥部町の特産品である「**砥部焼**」や「**ミカン**」をデザインに使用